

国立歴史民俗博物館インターンシップ受入規程

〔平成30年7月24日〕
歴博規第89号

最近改正 令和元年6月5日

(目的)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館（以下、「本館」という。）において、学生に実際の博物館業務等を体験させることにより、職業適性を見極めを支援し、高い職業意識を育成するとともに、歴史学・考古学・民俗学及び関連諸科学に関係する研究に理解を深めてもらうことを目的としたインターンシップによる職業体験者受入れについて、必要な事項を定める。

(実習生の受入れ)

第2条 本館は、大学等からの依頼により、学生をインターン（以下、「実習生」という。）として受入れることができる。

(申請)

第3条 受入れを依頼する大学等は、インターンシップ申請書（様式1）を国立歴史民俗博物館長（以下、「館長」という。）に提出する。

(承諾)

第4条 館長は、実習生の受入れを承認した場合、インターンシップ受入承諾書（様式2）をもって依頼する大学等に通知する。

(受入期間)

第5条 実習期間は、受入れを依頼する大学等との協議に基づき定めるものとする。

(実習時間)

第6条 実習時間は、本館が指定する時間帯に実施し、原則として1日7時間、週35時間を超えないものとする。

(報酬)

第7条 実習生に対しては、報酬を支払わないものとする。

(経費)

第8条 受入れに係る経費は、原則として徴収しない。ただし、往復旅費、滞在費など本人に係る経費は、大学等あるいは実習生が負担する。

(規程等の遵守)

第9条 実習生は、本館の定める諸規程を遵守しなければならない。

(災害傷害保険)

第10条 実習生は、災害損害保険を付保する。

2 保険料は大学等又は実習生が負担する。

(財物の損傷及び他者への傷害等の取扱い)

第11条 実習生は、本館の指示に従わず、財物の損傷及び他者への傷害を与えた場合は、本館はいかなる責任も負わないものとする。

(守秘義務)

第12条 実習生は、実習期間中に本館において知り得た業務上の秘密を漏らしてはならない。

(受入れの中止)

第13条 館長は、実習生として不適切な行為があった場合には、受入れを中止することができる。

(修了証の交付)

第14条 館長は、実習を終了した実習生に対して、修了証を交付することができる。

(インターンシップ監督責任者及び実施担当者)

第15条 インターンシップを受入れる担当課及び室において、監督責任者及び実施担当者を配置する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、受入れに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年7月24日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(様式1)

年 月 日

インターンシップ申請書

国立歴史民俗博物館長 殿

大学等の長

印

インターンとして下記のとおり申請します。

記

(フリガナ) 氏 名	男 年 月 日生 (歳) 女
所属大学等名	
学部名 (学年)	
希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
志望動機	
連絡担当者	担当部署・担当者氏名 〒 住所 TEL FAX Email

(様式2)

インターンシップ受入承諾書

年 月 日

大学等の長 殿

国立歴史民俗博物館長 印

インターンシップ申請について、下記学生の受入れを承諾する。

記

氏 名	
所 属 大 学 等	
学 部 名 (学 年)	
受 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで